

令和7年矢板市議会定例会

第408回定例会議

提出議案説明書

令和8年3月

矢 板 市

提出議案説明書

令和7年矢板市議会定例会第408回定例会議に当たり、令和8年度予算案並びにこれに関する諸議案の御審議をお願いするとともに、提案理由及び市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と、より一層の御協力を賜りたいと存じます。

現在、国際社会における緊張の高まりや経済の不安定化など社会情勢が大きく変動しており、我が国においても、人口減少や物価高騰など、様々な課題に直面しております。

そのような中、国では、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に生かし、暮らしと安全を守るための「地域未来戦略」を推進しており、その実現のため、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで地方に大規模な投資を呼び込み、産業クラスターの戦略的な形成を図ることとしています。

これは、本市が次期総合戦略において、市の根本的な課題である地域経済の縮小や人口減少にアプローチするために取り組む経済基盤の再構築と統合的な内容です。

本市においても、今後市が目指す将来像を描くため、総合戦略の策定検討のための委員会、市民参加型のワークショップなどを通し、幅広い分野、年代の皆様の声を丁寧に伺いながら、次期総合戦略の策定を進めてまいりました。

令和8年度は、多くの方々と共に練り上げた総合戦略がスタートする年であり、令和8年度の当初予算は、消滅可能性自治体からの脱却に向けて転換していくための重要な予算となります。

次期総合戦略では、今後10年間で目指す将来像と、その実現に向けた政策領域を「稼ぐ力の強化」「人財への投資」「社会資本の再構築」の三つに整理した上で

各政策領域のビジョンを定めました。

本市が将来にわたって活力を維持していくためにも、この総合戦略を今後10年間の羅針盤としながら、こどもから高齢者までの全世代の市民が将来にわたって住み続けたいと思えるような環境を整えることが必要です。

そのためにも、市が抱える様々な課題を直視し、スピード感を持ち、複雑化する社会課題や多様な市民ニーズに応えていかなければなりません。

特に、喫緊の課題である人口減少については、若者や女性が地域から流出する原因にアプローチし、総合戦略のKGIとする「社会増減」「出生数」の改善に向けて取り組むとともに、市民の皆様から託された貴重な財源と資源を有効に活用し、市民の「幸福度」の向上を目指します。

令和8年度におきましては、目まぐるしく変容する社会情勢にあっても、より多くの市民の皆様「矢板に住んで良かった、これからも住み続けたい」と思っただけのように、市民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、直面する課題の克服に向けて挑戦し、「選ばれるまち矢板」の実現を目指して取り組んでまいります。

続きまして、令和8年度の当初予算案の概要について申し上げます。

令和8年度の矢板市の一般会計と四つの特別会計、二つの企業会計についてですが、予算規模につきましては、当初予算の総額が264億8,520万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして10億9,720万円、4.3%の増となっております。

内訳としましては、一般会計は169億8,200万円、対前年度比6.9%の増、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が30億8,200万円、国民健康保険特別会計が33億6,890万円、後期高齢者医療特別会計が5億7,670万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が1,150万円

で、特別会計の合計は70億3,910万円、対前年度比1.1%の減、水道事業会計は13億1,000万円、対前年度比7.2%の増、下水道事業会計は11億5,410万円で対前年度比0.3%の減となっております。

次に、令和8年度の主な施策につきまして、次期総合戦略の政策領域別に概要を申し上げます。

まず、第一に、「稼ぐ力の強化」についてであります。

自主財源を確保し、住民サービス拡充や地域づくりの財源として活用することを目指すとともに、関係人口や観光客を獲得する機会の創出などを図るために、ふるさと納税推進事業に係る経費を計上いたしました。

また、成長産業の立地や設備投資が活発に行われ、人口減少社会にあっても固定資産税や法人市民税等の増収が達成される地域を目指すため、企業誘致推進事業に係る経費を計上いたしました。

第二に、「人財への投資」についてであります。

妊娠・出産・育児の不安や負担軽減につながる支援を提供し、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進するために、子育て総合支援拠点運営事業や子育て支援医療費助成事業に係る経費を計上いたしました。

また、オンライン合同企業説明会、女性向け就職ガイダンス、女性キャリアサポート事業、正規雇用促進支援事業などを実施し、雇用機会の充実や事業者の採用力の強化を図るため、勤労者対策事業に係る経費を計上いたしました。

第三に、「社会資本の再構築」についてであります。

土地や空き家の新陳代謝を図り、人口増加の基盤となる住宅の増加を実現するための空家等対策推進事業や、新規の住宅取得支援や賃貸住宅の家賃支援など移住定住者の増加を図るための定住促進補助事業に係る経費を計上いたしました。

以上、市政運営についての私の所信と、令和8年度予算案の概要について申し述べました。

次に、各議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、令和8年度当初予算7件、令和7年度補正予算5件、条例の制定1件、条例の一部改正10件、人事案件2件及びその他6件の計31件であります。

議案第1号から議案第7号までの7議案については、それぞれ令和8年度の矢板市一般会計、各特別会計及び各企業会計の予算案であります。内容等につきましては、先ほど予算編成方針及び主要な施策の概要で御説明申し上げたとおりであります。

議案第8号 令和7年度矢板市一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳出全てに検討を加え、過不足を精査の上、新たな財政需要に適切に対処することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出にそれぞれ5,527万6千円を追加計上し、予算総額を175億3,265万9千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上した主なものは、総務費の人事給与管理費及び財産管理費、民生費の介護保険特別会計繰出金、医療助成事業、児童福祉援護事業等、衛生費の保健事業、農林水産業費の土地改良管理事業、教育費の小学校一般管理費及び図書館費であります。

また、職員給与費等につきましても、令和7年人事院勧告に伴う給料、期末手当、勤勉手当等の増額を行ったほか、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、勤勉手当等の増額を行いました。

一方、減額した主なものは、総務費の参議院議員通常選挙費、民生費の国民健康保険特別会計繰出金及び高齢者生きがい総合推進事業、農林水産業費の日本型直接支払事業及び地籍調査事業、土木費の市道維持管理費、市道舗装修繕費、道路新設改良費等、消防費の消防施設等整備事業及び防災活動推進事業、教育費の矢板市立学校教職員配置事業、小中学校教育振興費及び公民館費であります。

なお、これらの財源につきましては、市税、利子割交付金、地方交付税、県支出金、財産収入及び寄附金を追加計上し、地方特例交付金、国庫支出金、繰入金、諸収入及び市債を減額いたしました。

あわせまして、繰越明許費及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第9号 令和7年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ104万5千円を追加計上し、予算総額を31億4,995万8千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金を追加計上し、歳出には、総務費及び地域支援事業費を追加計上し、基金積立金を減額いたしました。

議案第10号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出からそれぞれ872万8千円を減額し、予算総額を35億1,292万1千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金及び繰入金を減額いたしまして、歳出には、保健事業費を

追加計上し、総務費及び積立金を減額いたしました。

議案第11号 令和7年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出において、営業費用及び営業外費用を追加計上し、水道事業費用総額を7億5,367万9千円に補正しようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において、収入に企業債及び国庫補助金を追加計上し、資本的収入総額を1億9,011万9千円に、支出に建設改良費を追加計上し、資本的支出総額を4億8,651万9千円に補正しようとするものであります。

あわせて、企業債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第12号 令和7年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出において、営業費用を追加計上し、下水道事業費用総額を6億9,949万3千円に補正しようとするものであります。

また、資本的支出において、建設改良費を追加計上し、資本的支出総額を4億5,145万6千円に補正しようとするものであります。

議案第13号 矢板市手話言語条例の制定については、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合い、共生できる社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号 矢板市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民保護協議会条例の一部改正については、組織の変更に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第17号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第18号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和7年人事院勧告により国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正については、積立てを行う寄附金の範囲の見直しを行うことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、子ども・子育て支援制度の創設に伴い、国民健康保険税の既存の区分に、新たに子ども・子育て支援納付金分が追加となることから、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板市手数料条例の一部改正については、税システムの標準化に伴い、名寄帳兼課税台帳の様式が変更になることから、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 2 2 号 矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正については、現物給付化及び自己負担分廃止へ制度拡充することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 2 3 号 矢板市墓苑条例の一部改正については、長峰墓苑の適正管理を目的とした区画の使用制限緩和に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 2 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります宮本道成氏が、令和 8 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、

本市人権擁護委員であります池田貴子氏が、令和8年6月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、XXXXXXXXXX、村島恵美子氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）省略

議案第26号 令和2年7月31日に契約し、賃貸借契約期間終了後に本市へ無償譲渡されるGIGAスクール構想対応学習者用端末等一式について、条例の定めるところにより、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て契約締結すべきところ、議会の議決を経ず契約を締結したため、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第7号まで省略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

以下省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平

方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買
入れ若しくは売払いとする。

以下省略

議案第27号 平成24年7月11日に契約し、賃貸借契約期間終了後に本市へ
無償譲渡されるLED防犯灯について、条例の定めるところにより、予定価格
2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て契約締結すべきところ、
議会の議決を経ず契約を締結したため、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法(抜粋)省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例(抜粋)省略

議案第28号 令和5年9月27日に契約し、賃貸借契約期間終了後に本市へ無
償譲渡される児童生徒学習用大型提示装置一式について、条例の定めるところによ
り、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て契約締結す
べきところ、議会の議決を経ず契約を締結したため、議会の議決を求めるものであ
ります。

参 考 地方自治法(抜粋)省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例(抜粋)省略

議案第29号 令和6年3月26日に契約し、賃貸借契約期間終了後に本市へ無

償譲渡される矢板市立小中学校特別教室空調設備について、条例の定めるところにより、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て契約締結すべきところ、議会の議決を経ず契約を締結したため、議会の議決を求めるものがあります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（抜粋）省略

議案第30号 財産の取得については、賃貸借契約期間終了後に本市へ無償譲渡される小学校屋内運動場空調設備について、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（抜粋）省略

議案第31号 矢板市総合戦略については、人口減少や急速な少子高齢化をはじめとした本市が抱える課題に着実に取り組むとともに、将来にわたって活力ある地域経済・社会を構築し、持続可能なまちであり続けるため、その指針となる計画を策定したので、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければなら

ない。

第1号から第15号まで省略

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

以下省略

参 考 矢板市議会の議決すべき事件を定める条例（抜粋）

（議会の議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は次のとおりとする。

- (1) 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止に関する事。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。